

@モバイルくん。利用規約

第1章 総則

第1条 規約の適用

1. SORAシム株式会社（以下「当社」という）は、この「@モバイルくん。利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、次項に定義する「@モバイルくん。サービス」（以下「本サービス」という）を提供します。なお、本規約において、本サービスに関する契約を「本契約」といいます。
2. 本サービス内容は次の各号に定めるものを含むものとします。
 - （1）SIMカードの提供によるデータ通信サービス（以下「データ通信サービス」という
 - （2）SIMカードの提供による音声通話サービス（以下「音声通話サービス」という

第2条 規約の変更

1. 当社は、本規約を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 規約を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる本サービスの契約者（以下「契約者」という）にあらかじめ周知します。

第3条 通信サービスの種類

1. 本サービスは、提供するサービスの内容ごとに、当社が定めた契約プラン（以下「契約プラン」という）に基づいて提供するものとし、契約プランの種類は別表2に定めるとおりとします。
2. 前項に定める本サービスは、1つの契約にSIMカード1枚を提供するものとします。
3. 本サービスの通信区域は、日本国内において株式会社NTTドコモが提供するLTE（Xi（クロッシィ））のサービスエリア（3Gプランを除く）及びFOMAのサービスエリアとなります。通信は、その契約された回線に接続されている端末機器がサービスエリア内にある場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

※「Xi」「Xi／クロッシィ」「FOMA／フォーマ」は、株式会社NTTドコモの商標又は登録商標です。
4. 本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、最大通信速度を保証するものではありません。通信設備や端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度は低下することがあります。
5. 音声通話サービスを除き、契約者の1か月間の本サービス利用が、第1項に定める各プランのデータ通信量を超えない場合であっても、利用の無かった通信量について翌月以降に繰り越されることはありません。ただし、音声通話サービスのうち別表2に記載の一部サービスを除きます。
6. 本サービスでご利用いただく端末（ネットワークの仕様が、当社が提供するSIMカードに合致する端末）は、原則として契約者自身で用意する必要がありますが、第6条で定める場合にはこの限りではありません。
7. 契約者にてテザリングをご利用いただくには、端末がテザリング機能に対応している端末（テザリングモードでAPN名を指定できる端末をいう）が必要になります。第3項及び第4項に定める利用制限はテザリング時にも適用されます。

第4条 SIMカードの提供

1. 当社は、本サービスに係る契約成立後、契約者に対し、SIMカードを提供します。
2. 申込者は、申込時においてSIMカードの種別（標準型、マイクロ型又はnano型等）を指定するものとします。

3. 契約者は、SIMカードが紛失（盗難による紛失を含む）、故障又は破損した場合は、当社が定める方法により再発行を受けるものとします。この場合、契約者は、当社に対し、別表9に定める再発行の手数料を支払うものとします。

第5条 ID及びパスワードの付与

1. 当社は契約者に対し、本契約成立後の当社所定の期間内に、本サービス利用に必要なユーザーID及びパスワード（以下「ID等」という）を付与します。
2. 契約者は、ID等を第三者に使用させ、又は売買、譲渡若しくは貸与等をしてはならないものとします。
3. ID等の管理及び使用は契約者の責任とし、その使用上の過誤又は管理不十分による第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者は、ID等が盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第6条 端末の販売等

1. 当社は、本サービスに付随して、次のサービスを提供するものとします。
 - (1) 第1条第2項に掲げるSIMカードの利用に必要なモバイル端末の販売
 - (2) モバイル端末に関連するアクセサリ等の販売
 - (3) その他、当社の提供するサービス（貸与、販売等を含む）のうち、本規約に定めるもの
2. 契約者は、当社が提供するSIMカードに対応するモバイル端末及び関連アクセサリ等を購入できるものとします。ただし、モバイル端末の購入は当社が提供するSIMカード1枚につき1台に限ることとします。
3. 端末の代金の支払い方法はクレジットカード決済又は口座振込みとします。支払方法は一括払い又は分割払いを選択することができます。分割払いは契約者が利用するクレジットカード会社に基づいて、行われます。
4. 契約者は、申込みに際して指定した支払方法にて、端末発送の前に決済処理が行われることに承諾するものとします。また、本サービスと同時に申込みをした場合、最初に端末のみの決済処理が行われることを了承したものとします。
5. 契約者は、本条に定める端末等の購入について、第9条第2項により本契約が不成立となった場合及び特定商取引法のクーリング・オフが適用される場合を除いて、サービス提供エリア、通信制限、通信速度に関する事由その他の契約者の都合による申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しを行うことはできないものとします。

第7条 権利の譲渡制限等

1. 本規約に特段の定めがある場合を除き、契約者は本サービスの提供を受ける権利を第三者に、譲渡、売却、貸与、又は質権その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。
2. 当社は、契約者に一定の期間、本サービスの料金等の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する料金等その他の債権を、譲渡することができるものとします。契約者はこの債権譲渡を予め承諾したものとし、当社は事前の通知を要しないものとします。

第2章 申込み及び承諾等

第8条 申込み

1. 本サービスの申込み（以下「申込み」という）は、本規約に承諾した上で、当社所定の手続きに従って、申込みを希望する本人（以下「申込者」という）が契約者として本契約締結を申し込むものとします。

2. 申込者が未成年者の場合、本人が契約者として当社が指定する所定の手続きに従って本契約締結を申込みますが、事前に法定代理人等の同意を得ていることが必要です。
3. 音声通話サービスを申し込む場合、携帯電話不正利用防止法に基づいた本人確認の為、運転免許証・パスポート等、本人確認書類の提示又は写しの送付が必要となります。
4. 同一の申込者による本サービスの利用は、5 契約を上限とします。

第9条 申込みの承諾等

1. 当社が、前条の申込みを受け、これに承諾した時点で、本契約は成立するものとします。
2. 次に掲げる事由に該当する場合には、当社は申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が本契約上の債務の一部又は全部の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (2) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、申込者が重大な支障を与える態様において本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (3) 申込者が、過去に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除されたことがあるとき
 - (4) 申込みに際し、申込者が当社に対し虚偽の通知をしたとき
 - (5) 申込みに際し、申込者が本サービスの料金等の支払い手段として正当に使用することができないクレジットカード又は振替に使用できない口座を指定したとき
 - (6) 申込者が未成年者であって、本サービスの申込みにあたり、法定代理人等の同意を得ていないとき
 - (7) 利用者が 18 歳未満の場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に定めるフィルタリングサービスの申込み及び利用を拒否したとき
 - (8) 申込者が日本国外に居住するとき
 - (9) 申込者が、違法に、又は公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (10) 法令に基づき他社と交換した料金不払い又は迷惑メール等送信に係る加入者情報に申込者が該当する場合
 - (11) その他当社が業務の遂行上支障があると判断するとき
3. 前項の規定により申込みを拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
4. 当社は、第2項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明にかかわる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込みの承諾を留保又は拒絶できるものとします。

第3章 契約内容の変更等

第10条 サービス内容の変更

1. 契約者は、本サービスの種類ごとに定める事項（契約者が月ごとに任意に変更が可能な事項として、当社が設定している事項）について、サービスの内容の変更を当社に請求できます。変更手続きの受付締め日は毎月25日とし、翌月1日より適用となります。
2. 第9条第2項（第3号、第5号、第6号、第8号を除く）及び第3項の規定は、前項の請求があった場合について準用します。同条中「申込み」及び「本契約締結」とあるのは「変更の請求」、「申込者」とあるのは「変更の申込者」と読み替えるものとします。
3. 契約者が、本サービスの契約プラン変更を行う場合は、第18条第1項に定める手続きによるものとし、別表9の契約プラン変更手数料を当社に対し、支払うものとします。

第11条 契約者の届出事項の変更等

1. 契約者は、その氏名、住所もしくは居所又は当社に届け出たクレジットカードやその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

2. 契約者が前項の変更通知を怠った場合に、当社からの通知が不到達となったとしても、通常到達すべき時に到達したとみなし、当該不到達による損害について当社は一切責を負わないものとします。
3. 契約者は、当社からの通知又は連絡を受信するための電子メールアドレスを、当社に対して通知するものとします。当該電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第12条 利用の制限

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、契約者による本サービスの利用を制限することができるものとします。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。
3. 当社は、通信が著しく集中するときは、本サービスに関する通信時間又は特定の地域への通信の利用を制限することができるものとします。また、その通信について、その接続時間が継続して一定時間を超えるとき、無通信時間が一定時間を超えるとき、その通信を切断できるものとします。
4. 当社は、通信サービスの円滑な提供のため、画像ファイル（動画を含む）の伝送、ファイル交換（P2P）のアプリケーション等の利用による帯域を継続的かつ大量に占有するデータ通信について速度や通信量を制限できるものとします。
5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信時間（通話時間を含む）、情報量及び通信回数（通話回数を含む）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第13条 利用の中止

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、契約者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。
 - （1）当社又はMNOの保有する電気通信設備（以下、「当社等の電気通信設備」という）の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - （2）当社等の電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前条、本条第1項又は次条に基づく本サービスの中止、利用制限及び停止等により、契約者に損害その他の不利益が生じたとしても、何ら責任を負うものではありません（料金等は通常どおり請求させていただきます）。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合はその限りではないものとします。

第14条 利用の停止等

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該契約者の利用に係る本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限できるものとします。
 - （1）本規約に定める契約者の義務に違反したとき
 - （2）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - （3）当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
 - （4）第9条第2項第1号、第7号、第9号又は第10号に定める申込みの拒絶事由に該当するとき。ただし、「するおそれがあるとき」は「したとき」と読み替えるものとする。

- (5) 契約者が指定したクレジットカードや支払口座等決済手段を使用することができなくなったとき
 - (6) 契約者が、当社のSIM仕入先事業者から利用停止の決定又は勧告がされたSIMを使用していたとき
 - (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
2. 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急でやむを得ないと当社が判断するときは、この限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に前もって、又は同項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。
4. 当社から本サービスの利用の状況に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるとして当社が認めるときは、この限りではありません。

第5章 利用期間及び契約解除等

第15条 利用期間

当社が契約者に対して本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」という）は、MNPによる利用希望の契約者においてはSIMカード受領後第20条第3項の規定に従い切替手続きを行った日、MNPによる利用を希望しない契約者（データ通信サービスの契約者を含む）においてはSIMカードを受領した日からとします。

第16条 初期契約解除制度

- 1. 契約者は、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（本サービスの契約内容を記載し当社が契約者に交付した書面）を受領した日又は本サービス提供開始日のいずれか遅い日から起算して8日が経過するまでの間、書面等で当社に通知することにより、本契約の解除（初期契約解除という）を行うことができます。
- 2. 初期契約解除の効力は、契約者が前項に規定する書面を発した日又は通知した日に生じます。
- 3. 初期契約解除に関するその他の取扱い及び解除がなされた場合の清算方法については、契約書面に記載のとおりとします。
- 4. 初期契約解除制度の手続き方法は別表11をご参照ください。

第17条 当社からの解除

- 1. 契約者が以下の項目のいずれかに該当する場合、当社は、事前に何ら通知等することなく、直ちに当該契約者との本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 本サービス申込みにおいて、届け出た内容に変更があったにもかかわらず、変更の届出を相当期間怠ったと当社が判断した場合
 - (3) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合
- 2. 前項の場合、当該契約者は、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、別表9に定める債務全額を直ちに当社に支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を負わないものとします。
- 3. 本条の規定は当社からの損害賠償請求を何ら妨げないものとします。

第18条 解約及び契約プラン変更

- 1. 本契約の解約及び契約プラン変更等は、下記カスタマーセンターにて受け付けます（ただし、当社がホ

ホームページで別途指定した場合は、その指定した手続きに従うものとします。

[モバイルクンカスタマーセンター]

受付：10:00～18:00（日曜日および年末年始・GW・夏季休暇を除く）

電話：0120-400-313

Eメールアドレス：info@mobile-kun.jp

2. 解約日は、25日までに解約申出を受け付けた場合はその月の末日、26日以降に受け付けた場合は翌月の末日とします。ただし、音声通話サービスについては解約を受け付けた日を解約日とします。なお、いずれの場合も料金等の日割計算は行いません。

第6章 携帯電話番号ポータビリティ制度

第19条 携帯電話番号ポータビリティ制度の利用

音声通話サービス契約者は、携帯電話番号ポータビリティ制度（以下、「MNP」という）による転入又は転出を行うことができます。

第20条 転入

1. 移転元事業者での契約者情報と当社サービス申込みに際して申込者が登録する契約者情報、本人確認書類の情報がすべて一致している必要があります。
2. 申込み後に当社が送付する同意書に、MNP予約番号を記入して返送するものとします。その場合において、契約者が同意書を投函する時点においてMNP予約番号の有効期限が、13日以上残っていることを要し、残日数が13日未満の場合、契約者は移転元事業者でMNP予約番号を再度取得するものとします。
3. 契約者は、SIMカード受領後は、専用窓口への電話連絡より速やかに当社に切替手続きの依頼をするものとします。契約者が切替手続きを行わないときは、SIMカードを当社が発送した日から5日目以降に自動的に切替手続きを行います。なお、MNP予約番号の有効期限が切れている等により、上記切替手続きが不可能な場合は、転入は自動的にキャンセルされるものとします。
4. 電話番号以外の情報（他社発行の携帯メールアドレス等）は継続して利用できません。
5. 移転元事業者によっては、MNP転入ができない場合があります。

第21条 転出

1. 契約者がMNPを利用して当社から転出するときは、当社で転出手続きを行う必要があります。
2. MNP転出手続きを当社が確認した日をもって本契約の解除となります。解約月の利用料金の日割り計算は行いません。
3. 転出先の事業者によっては、当社からのMNP転出ができない場合があります。
4. MNP転出は、利用開始日を含む月（以下「利用開始月」という）の翌月以降に申込みできます。

第7章 料金等

第22条 契約者の支払い義務

当社は、本サービスの利用に係る初期費用、月額料金、変更手数料、その他の料金（以下「料金等」という）及び支払方法については別表において定めるものとし、契約者はこれに従って当社に料金等を支払うものとします。料金等は事前通知をもって変更することがあります。

第23条 料金の発生時期

1. 契約者がデータ通信サービスを申し込んだ場合又はMNPを利用しないで音声通話サービスを申し込ん

だ場合、月額料金の発生時期は当社によるSIMカード発送の翌日から起算して5日後の属する月の翌月分からとなります。

2. 契約者がMNPを利用して音声通話サービスをお申し込みの場合、月額料金の発生時期は契約者の電話連絡を受けて行う切替手続きの日又は発送の翌日から起算して5日後の強制開通の日が属する月の翌月分からとなります。
3. 別表3から6に定める費用及び料金は利用開始月から発生します。
4. 別表7および8に定める料金は第1項及び第2項に定める月額料金に付加しての請求となります。
5. 別表9に定める費用の発生時期は、費用毎に別表9の定めによります。

第24条 料金等の請求方法

1. 当社は、本サービスの契約者に対し、毎月月額料金を請求します。
2. 料金の請求時期は、別表2に定めるものとします。
3. 料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第25条 利用停止及び契約解除

1. 音声通話機能付きSIM及びデータSIMは1か月間ご利用料金の支払いがない場合、利用を停止します。利用停止の通知で定める期日までに料金の支払いがない場合、契約を解除します。
2. 契約を解除した場合、ご利用の電話番号等はそれ以降使えなくなります。

第26条 割増金

料金等の支払いを本規約に反し、又は違法に免れた契約者は、その免れた額のほか、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」という）を直ちに支払うものとします。

第27条 遅延損害金

1. 契約者は、料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いを行わない場合には、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を当社に対し支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第28条 割増金等の支払い方法

第24条に定める料金等の請求方法の規定は、第26条の割増金及び前条の遅延損害金の支払いについて準用します。

第29条 消費税

契約者が当社に対し本契約に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。消費税率が変動した場合は、全ての料金について相当額を反映します。

第8章 個人情報

第30条 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. 個人情報の利用目的

(1) 契約の締結及び履行に際して当社が取得するお客様の個人情報は、次の目的のために必要な範囲で利用します。

- ①サービスの提供に係る業務（契約手続き、電気通信サービスの提供・保守、料金等の計算・請求、必要な連絡・通知及びその他の関連する業務）を行うため
- ②ご意見、ご要望、お問合せ等への対応、手続き等のご案内のため
- ③サービスの品質の維持向上を図るためのアンケート調査及び分析を行うため
- ④当社及び提携先の商品・サービス・キャンペーン・イベント等に関するご案内、広告の表示・配信、ご注文いただいた商品等の配送、キャンペーン・イベント等における当選者の抽選及び景品等の発送その他お知らせの実施のため
- ⑤学習教材、学校、指導教室、通信添削指導等の教育関連商品・サービスの案内のため
- ⑥子育て支援、高齢者支援、食品、飲料水、通信回線、通信端末及び周辺機器、各種保険、住宅設備等の生活関連商品・サービスの案内のため
- ⑦書籍、旅行、留学、健康支援、観光・飲食施設、各種イベント等の案内のため
- ⑧コンサルティングサービス、人材募集・採用情報等の案内のため
- ⑨商品・サービス・ネットワーク等の障害・不具合・事故発生時の調査・対応のため
- ⑩不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応のため
- ⑪訂正・追加などの情報のメンテナンスを行うため

(2) 当社への資料請求、商品・サービスの申込み又は契約締結等に際してお客様が記入又はウェブフォームに入力した個人情報のうち、要配慮個人情報を除く、氏名・住所・年齢・学齢・性別・連絡先等の基本情報は、お客様への有益な情報発信・提案等を実施し又はサポートする提携会社に提供する場合があります。なお、提携会社は、当社と同等の個人情報保護水準にあることを条件に選定します。

(3) 当社問合せ窓口における通話内容の記録及びお客様との商談・交渉内容の記録について、正確な情報の把握とサービス向上のための社員教育にこれらを利用する場合があります。また、訪問や電話によって取得した家庭環境等の情報について、商品・サービスの提供や案内に必要な範囲で他の担当者に伝達し、会話の行き違いや失礼がないように担当者間で共有する場合があります。

(4) 通信の秘密に係る個人情報は、電気通信事業法で認められた範囲で取り扱うものとします。ただし、「危険SMS拒否設定」サービス等の利用のためにお客様が同意した場合で、当該サービスの提供に必要な範囲においてはこの限りではありません。

3. 個人情報の第三者への提供について

(1) 当社は、以下の場合に個人情報を第三者に提供又は開示することがあります。

- ①契約者が予め承諾している場合であって、契約者に一定の期間、サービス料金等の不払い等があるときに、契約者に対して有する料金等その他の債権を法務省の認可を得た債権管理回収業者に譲渡する場合
- ②MNO、MVNE及び他の事業者の課金システムや位置情報登録システム等の各種機能又はコンテンツを利用する場合に、それらの事業者の情報提供が必要となる場合
- ③電気通信サービスに関する契約の切り替え、変更、その他不正利用の防止・障害対応等にあたって、他の電気通信事業者間で契約者情報の確認等が必要となる場合
- ④料金等の不払い者に係る個人情報、迷惑メール等送信に係る個人情報及び携帯電話不正利用防止法の規定に基づく本人確認を求めても応じないため利用停止にした者に係る個人情報等を、他の電気通信事業者と共有する場合
- ⑤法令に基づく場合
- ⑥生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑦公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難である場合

⑧国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑨個人を識別することができない状態で開示する場合

⑩下記4. に基づき委託する場合

⑪合併その他の事由により事業が承継される場合

(2) 通信の秘密に係る個人情報は、電気通信事業法で認められた範囲で取り扱うものとします。ただし、「危険SMS拒否設定」サービス等の利用のためにお客様が同意した場合で、当該サービスの提供に必要な範囲においてはこの限りではありません。

4. 個人情報の処理に係る外部委託について

当社が取得した個人情報は、その利用目的の実施に必要な範囲において業務委託先に預託することがあります。当該委託にあたっては、個人情報保護水準を十分に満たしている業務委託先を選定し、機密保持契約を締結するとともに、適切な管理監督を行ないます。

5. 個人データの安全管理措置について

当社が保有する個人データについては、以下の安全管理措置を講じています。

- （内部規律の整備）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。また、個人情報の取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、個人情報取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施しています。
- （組織的安全管理措置）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規定に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人情報の取り扱いについて、定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査を実施しています。
- （人的安全管理措置）従業員に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する留意事項についての研修を定期的実施するとともに、従業員の秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み、社内周知しています。
- （物理的安全管理措置）個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理や持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器や、電子媒体等の盗難・紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合に容易に個人データが判明しないようにする措置を実施しています。
- （技術的安全管理措置）アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するとともに、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

※当社が開設しているウェブサイトでは、当社が管理しない他のウェブサイトへのリンクを張ることがありますが、これらのウェブサイトにおける個人情報の取扱いについては、当社は責任を負いません。

6. 保有個人データの開示・訂正・消去・利用停止等について

当社の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・消去・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その請求者が本人であることを証明する資料（代理人の場合は代理人であることを証明する資料）を提示又は提出していただくことがあります。請求方法・手数料等については下記までお問い合わせください。

7. 個人情報の取扱いに関する問合せ相談窓口について

個人情報に関するご相談は、当社カスタマーセンターにご連絡ください。

[モバイルクンカスタマーセンター]

受付：10:00～18:00（日曜日および年末年始・GW・夏季休暇を除く）

電話：0120-400-313

Eメールアドレス：info@sorasim.co.jp

第9章 諸規定

第31条 準用

本規約に定める第8条、第9条、第17条については、第6条第1項各号に定める端末等の販売において準用するものとします。

第32条 保証及び責任の限定

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」という）を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。
3. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、他の定めがある場合を除き、賠償の責任を負いません。
4. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第33条 反社会的勢力の排除

契約者が次の（1）のいずれかに該当する場合、又は（2）のいずれかの行為を行なった場合は、本契約の締結を拒絶、又は本契約を解除することができるものとします。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- （2）自ら又は第三者を利用して次の項目に該当する行為を行なった場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準じる行為

第34条 準拠法等

1. 本契約は日本法に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。
2. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約のその他の規定は有効とします。

第35条 紛争解決

1. 本サービスに関連して契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、誠意をもって協議し解決するものとします。

2. 前項の定めにもかかわらず協議が調わない場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1. 契約事業者の連絡先

事業者名	SORAシム株式会社 届出番号（電気通信事業者）：第C-30-01978号
ホームページ	https://www.mobile-kun.jp
問合せ先	モバイルクンカスタマーセンター 電話：0120-400-313 受付：10:00～18:00（日曜日および年末年始・GW・夏季休暇を除く） Eメールアドレス：info@mobile-kun.jp

2. サービスの種類及び月額料金

データ通信サービス			
プラン名	最大通信速度	データ通信量	金額(税込)
(1) @モバイルくん。 Dプラン3ギガ	LTEエリア	約3GB／月 1か月あたり約3GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約3GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥1,027
(2) @モバイルくん。 Dプラン5ギガ	<下り最大>300Mbps <上り最大>50Mbps 3Gエリア	約5GB／月 1か月あたり約5GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約5GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥1,991
(3) @モバイルくん。 Dプラン7ギガ	<下り最大>14Mbps <上り最大>5.7Mbps その他のFOMAエリア	約7GB／月 1か月あたり約7GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約7GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥2,933
(4) @モバイルくん。 Dプラン10ギガ	<最大>384kbps	約10GB／月 1か月あたり約10GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約10GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥3,980
(5) @モバイルくん。 Dプラン12ギガ		約12GB／月 1か月あたり約12GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約12GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥5,217
(6) @モバイルくん。 Dプラン3G	3Gエリア <下り最大>14Mbps <上り最大>5.7Mbps その他のFOMAエリア <最大>384kbps	1か月あたりの通信量に関係なく、最大14Mbpsの通信速度でご利用いただけます。1日間(24時間)の通信量の合計が500MBを超えた場合、通信速度が最大200kbpsとなります。規制解除は適用日の翌日 0:00 から順次適用されます。なお、無通信の状態で10分継続されるとセッションが切断される場合があります。	¥2,514
(7) @モバイルくん。 3G使い放題プラン		1か月あたりの通信量に関係なく、最大14Mbpsの通信速度でご利用いただけます。無通信の状態で10分継続されるとセッションが切断される場合があります。	¥4,400

(8) @モバイルくん。 Dプラン3ギガ SMS機能付き	LTEエリア ＜下り最大＞300Mbps ＜上り最大＞50Mbps	約3GB／月 1か月あたり約3GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約3GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥1,159
(9) @モバイルくん。 Dプラン5ギガ SMS機能付き		約5GB／月 1か月あたり約5GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約5GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥2,123
(10) @モバイルくん。 Dプラン7ギガ SMS機能付き		約7GB／月 1か月あたり約7GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約7GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥3,065
(11) @モバイルくん。 Dプラン10ギガ SMS機能付き	その他のFOMAエリア ＜最大＞384kbps	約10GB／月 1か月あたり約10GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約10GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥4,112
(12) @モバイルくん。 Dプラン12ギガ SMS機能付き		約12GB／月 1か月あたり約12GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約12GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥5,349
(13) @モバイルくん。 Dプラン3G SMS機能付き	3Gエリア ＜下り最大＞14Mbps ＜上り最大＞5.7Mbps	1か月あたりの通信量に関係なく、最大14Mbpsの通信速度でご利用いただけます。1日間(24時間)の通信量の合計が500MBを超えた場合、通信速度が最大200kbpsとなります。規制解除は適用日の翌日 0:00 から順次適用されます。なお、無通信の状態が10分継続されるとセッションが切断される場合があります。	¥2,646
(14) @モバイルくん。 3G 使い放題プラン SMS機能付き	その他のFOMAエリア ＜最大＞384kbps	1か月あたりの通信量に関係なく、最大14Mbpsの通信速度でご利用いただけます。無通信の状態が10分継続されるとセッションが切断される場合があります。	¥4,532

音声通話サービス			
プラン名	最大通信速度	データ通信量	金額(税込)
@モバイルくん。 なっ得プラン	LTEエリア ＜下り最大＞300Mbps ＜上り最大＞50Mbps	約5GB／月 1か月あたり約5GBまで、最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。約5GBに達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。余った通信量は翌月に繰り越されます。(繰り越しは翌月のみ)	¥3,190
@モバイルくん。 使ったぶんだけプラン	3Gエリア ＜下り最大＞14Mbps ＜上り最大＞5.7Mbps その他のFOMAエリア ＜最大＞384kbps	約500MB／月 1か月あたり設定した通信量の上限(初期設定は1.5GB)まで最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。設定の通信量の上限に達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。余った通信量は翌月に繰り越されます。(繰り越しは翌月のみ)	¥880

@モバイルくん。 もっと使ったぶ〜んだけプラン		約500MB／月 1か月あたり設定した通信量の上限(初期設定は1.5GB)まで最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。設定の通信量の上限に達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥1,320
@モバイルくん。 通話もできる10ギガプラン		約10GB／月 1か月あたり設定した通信量の上限(初期設定は11GB)まで最大300Mbpsの通信速度でご利用いただけます。設定の通信量の上限に達した月は以降の通信速度が最大200kbpsに制限されます。	¥5,500

※月額料金は定額通信料です。また、各SMS機能付きプランにおいては機能付加料金132円(税込)を含みます。

※以下に該当する場合はご利用中のプランを解約の上、再申込みが必要です。再申込みには初期費用3,300円(税込)がかかります。

- ①LTE回線プランから3G回線プランへの切替え、又は3G回線プランからLTE回線プランへの切替え
- ②3G使い放題プランからDプラン3Gへの切替え、Dプラン3Gから3G使い放題プランへの切替え
- ③通常プラン(SMS機能無のSIM)からSMS機能付きプランへの切替え、又はSMS機能付きプランから通常プラン(SMS機能無のSIM)への切替え
- ④データ通信サービス各種プランから音声通話サービス各種プランへの切替え、又は音声通話サービス各種プランからデータ通信サービス各種プランへの切替え

※月額料金は、利用開始月は無料となります。利用開始月の翌月分より発生いたします。

※いずれの契約プランにおいても、月額料金の請求は利用開始月の翌々月となります。

※音声通話サービスのうち、もっと使ったぶ〜んだけプラン及び通話もできる10ギガプランは、@ポイント対象外です。

3. 初期費用

種類	金額(税込)
初期費用	3,300円

※利用開始日が含まれる月での請求となります。

4. 通話料(音声サービス各種プランに限る)

種類	金額(税込)
音声通話(0035でんわアプリから発信)	国内通話 11円/30秒
音声通話(通常の電話アプリから発信)	国内通話 22円/30秒 国外通話 34~162円/30秒 ※かける国により異なる
テレビ電話通話	国内テレビ通話 36円/30秒

※通話料は、利用開始月を含め音声通話を利用した月に発生します。ただし、請求については利用した月の翌々月での請求となります。

5. オプション料

(1) オートチャージについて(音声通話サービスプランに限る)

音声通話サービスプラン	オートチャージデータ容量	金額(税込)
なっ得プラン 使ったぶ〜んだけプラン		550円/500MB

もっと使ったぶ〜んだけプラン 通話もできる１０ギガプラン	１ＧＢまで	５５０円／５００ＭＢ
	２ＧＢまで	４４０円／５００ＭＢ
	２ＧＢを超える場合	３３０円／５００ＭＢ

※オートチャージの初期設定は５００ＭＢ、５５０円（税込）単位で「使ったぶ〜んだけプラン」及び「もっと使ったぶ〜んだけプラン」は最大１ＧＢが「通話もできる１０ギガプラン」は最大１０ＧＢが自動で追加されます。

※「使ったぶ〜んだけプラン」のオートチャージ容量は０ＧＢ以上２０ＧＢ以下とし、@モバイルくん。ホームページのお客様専用ページより変更することができます。ただし、当該変更内容は、変更の翌月より適用となります。

※「もっと使ったぶ〜んだけプラン」及び「通話もできる１０ギガプラン」のオートチャージ容量は、１ＧＢ以上２０ＧＢ以下とし、@モバイルくん。ホームページのお客様専用ページより変更することができます。ただし、当該変更内容は翌月より適用となります。

※「もっと使ったぶ〜んだけプラン」及び「通話もできる１０ギガプラン」では、オートチャージ容量が残り２００ＭＢになった場合に、当社がＳＭＳによりお送りする案内に従って設定をすることより、当該月においては上限なく高速利用が可能となります。

※オートチャージにかかる費用は、利用開始月を含め、オートチャージを利用した月に発生します。

※オートチャージにかかる費用は、利用した月の翌々月での請求となります。

（２）各種機能について

種類	金額（税込）
モバイルくんでんわ１０分かけ放題（音声通話サービスに限る）	１，１００円
モバイルくんでんわかけ放題ダブル（音声通話サービスに限る）	１，６５０円
割込み機能（音声通話サービスに限る）	２２０円
留守番電話機能（音声通話サービスに限る）	３３０円
I フィルター for マルチデバイス	３３０円
モバイルあんしん保証サービス	５５０円

※モバイルくんでんわは「００３５でんわアプリ」を使用して発信するか、音声通話の発信時に、電話番号の先頭にプレフィックス番号「００３５４５」をつけて発信することにより利用できます。

※モバイルくんでんわ１０分かけ放題、かけ放題ダブルで１０分を超えた通話分は、３０秒１１円（税込）が発生します。

※モバイルくんでんわかけ放題ダブルは、モバイルくんでんわ１０分かけ放題のサービスに加え、通話料が高い上位３番号（自動で判別）を無料とします。

※各種機能にかかる費用は、利用開始月の翌月分から発生し、翌々月からの請求となります。

６．ＳＭＳ通信料（ＳＭＳ機能付プラン／音声通話サービスプランに限る）

国内への送信：３．３円／１通（税込）、海外への送信５０円／１通（不課税）を利用開始月の翌々月に請求させていただきます。

７．ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料（２０２１年１月現在、３．３円／税込）を利用開始月の翌々月に請求させていただきます。

※ユニバーサルサービス料とは、西日本・東日本電信電話株式会社が提供する加入電話などのユニバーサルサービスの全国で公平かつ安定的な提供を確保するために必要な費用の一部を、当社を含む電気通信事業者が応分に負担する制度です。その負担額は、離島・山間地などの高コスト地域における加入電話の加入者回線（基本料）のコストの一部や第一種公衆電話における赤字の一部を対象に算定されます。番号単価は社団法人電気通信事業者協会が決定しており、当社はこの番号単価に併せてユニバーサルサービス料を変更します。その際には、事前にお知らせいたします。

8. 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料（2021年7月現在、1. 1円/税込）を請求させていただきます。

※電話リレーサービス料とは、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を確保するために必要な費用をご負担いただく料金です。なお、番号単価は一般社団法人電気通信事業者協会が決定しており、当社はこの番号単価に併せて電話リレーサービス料を変更します。

※電話リレーサービスとは、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供するサービスであり、通訳オペレーターが聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで即時双方向に電話をつなぐサービスです。

9. 手数料等

種類	金額（税込）	課金のタイミング
SIMカード再発行手数料	3,300円	再発行を行った月
契約プラン変更手数料	3,300円	プラン変更適用月
登録内容変更手数料	3,300円	登録内容変更月
延滞事務手数料	220円	料金を延滞した場合、支払期日の翌月

※MNP転入について、自動キャンセルとなった場合でも切替事務手数料として、初期費用が発生します。

※自動キャンセルの場合、初期費用は、SIMカード受領日から5日後の属する月の翌月での請求となります。

10. 支払い方法

（1）クレジットカードによる支払いについて

ご利用いただけるクレジットカードは、JCB・VISA・MASTER・Diners・アメリカンエクスプレスです。ただし、カード会社の審査により、特定のカードの利用ができない可能性があります。料金等の引落日その他の詳細は各クレジットカード会社の定めによるものとします。

（2）口座振替による支払いについて

データ通信プランのみの取扱いとなります。原則として全国のコンビニエンスストア及びゆうちょ銀行を利用できますが、一部ご利用いただけない店舗もあります。毎月末日を締切とし、当社又は当社の指定した代金回収業者が定めた期日及び方法で、料金等を当社又は当社の指定した代金回収業者に支払うものとします。

（3）コンビニ振込みによる支払いについて

上記（1）（2）のうち事前に届出をされた決済方法により料金等の精算ができない場合には、当社は契約者に対し、別途請求書を発行するものとします。その場合、契約者は請求書に基づき支払うものとします。コンビニ振込みの期限は請求月の末日とします。

11. 初期契約解除制度手続き方法

@モバイルくん。（SIMカード）は初期契約解除制度の対象です。

（1）契約書面を受領した日又は本サービス提供開始日のいずれか遅いほうから起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます（法人契約は対象外です）。契約解除の効力は書面を発信した時に生じます。書面を送付する前に、一度モバイルくんカスタマーセンターへご連絡ください。

（2）お客様が本契約を解除した場合、①お客様は本契約を解除したことによる損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。ただし、②本契約の解除までの期間において提供を受けた@モバイルくんのサービス料、初期費用、SMS通信料、通話料などは請求されます。また遅延損害金、延滞事務手数料も請求されます。③契約に関連して当社が金銭等を受領しているときは、②の請求額を除いてお客様に返還いたします。

（3）事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容が事実

であると誤認をし、8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行なうことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

(4) @モバイルくん。へ切替え後に初期契約解除を行う場合は、次の点にご注意ください。

- ①初期契約解除に伴い、元契約の事業者又は別の事業者と契約し直す場合、その契約によって発生する各種費用、手数料はお客様の負担となります。
- ②初期契約解除に伴い、元契約に復帰することはできません。改めてお客様ご自身での手続きが必要になります。
- ③契約時、新規取得したSIM電話番号は初期契約解除した場合、MNP（携帯電話番号ポータビリティ）で他社へ引き継ぐことができません。

(5) 解除通知書面の送付先及び記入例、本件についての問合せ先は次のとおりです。

[送付先] 〒465-0024 愛知県名古屋市中東区本郷2-218 SORAシム株式会社

[問合せ] モバイルくんカスタマーセンター 0120-400-313

受付：10:00～18:00（日曜日および年末年始・GW・夏季休暇を除く）

[書面による解除の記入例]

愛知県名古屋市中東区本郷2-218 SORAシム株式会社 行 ご契約者様住所 ご契約者様氏名	契約書面受領日 <u>20〇〇年〇月〇日</u> お客様番号 ※1 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇</u> 20〇〇年〇月〇日付け @モバイルくん。の契約を 解除します。
---	--

※1 お客様番号は契約書面にてご確認ください。不明の場合は、申込者氏名・連絡先電話番号・ご住所をご明記ください。

12. 端末レンタルプランのクーリング・オフについて

- (1) 特定商取引法に規定する訪問販売又は電話勧誘販売で締結したときは、契約の内容を明らかにした書面を受領した日を含めて8日間は、書面又は電磁的記録（電子メール等）により無条件に契約を解約すること（クーリング・オフ）ができます。
- (2) クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフについて記載した書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフをすることができます。
- (3) クーリング・オフの効力は書面又は電磁的記録発信したときに生じます。
- (4) クーリング・オフが行使された場合、
 - ①事業者は損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
 - ②既に商品が引き渡されているときは、その引き取りに要する費用は事業者が負担します。
 - ③事業者は、商品を使用して得られた利益に相当する金銭を請求することはできません。
 - ④既に役務が提供された場合でも、事業者は役務の対価その他の金銭を請求することはできません。
 - ⑤既に金銭を受領しているときは、事業者は速やかにその全額を返還します。

(5) クーリング・オフを行うときは、契約者の住所、氏名、商品又はサービス名、書面受領日及び契約を解除する旨を記入して事業者宛てに郵送又は送信してください。

※クーリング・オフは端末のみ適用されます。モバイルkun光（固定回線）や@モバイルくん。(SIMカード)はクーリング・オフの対象になりません。

13. サービス提供事業者

サービス提供事業者	
SORAシム株式会社（電気通信事業者 届出番号 第C-30-01978号）	
モバイルkunカスタマーセンター	
電話	0120-400-313
	受付:10時～18時（日曜日および年末年始・GW・夏季休暇を除く）
メール	info@mobile-kun.jp
HP	http://www.mobile-kun.jp